

LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

第68期決算分配金の引き下げについて

平素より『LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)』(以下、当ファンドといいます。)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2017年5月22日に第68期決算を迎えました。当期の分配金(1万口当たり、税引前、以下同じ。)につきましては、以下の通り、200円から50円引き下げ、150円と致しましたことをご報告申し上げます。

第68期の分配金(1万口当たり、税引前)
150円

当ファンドでは足もと、「期中の配当等収益」に加えて「過去の株式や為替の上昇益」などの一部を充てることにより分配をお支払いしており、今回の見直しは、分配金を抑えることにより、今後も安定した分配を継続するとともに信託財産の成長を目指すものです。

当レターでは分配金引下げの背景や運用動向などをQ&A形式でご説明しています。今後ともファンドの運用にあたっては、パフォーマンスの向上を目指してまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

設定来の基準価額および分配金の推移 (2011年9月29日～2017年5月19日)



(設定来)分配金累計額:9,930円(1万口当たり、税引前)

※分配金および分配金累計額は2017年5月22日時点。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。基準価額は信託報酬控除後のものです。

※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

【よくあるご質問】

Q1

当ファンドの運用パフォーマンスが良好にもかかわらず、なぜ分配金を200円から150円に引き下げたのですか？

A1

分配対象額*や基準価額の水準などを勘案した結果、分配金を引き下げ、その差額をファンドの純資産に留保することで、安定的な分配の継続と信託財産の成長を目指すためです。

* 分配対象額：繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含む)等の全額

当ファンドの分配金額は、分配方針に基づき分配対象額や基準価額の水準などを勘案して決定されます。今決算において分配金額を200円から150円へ引き下げた主な背景は、以下の通りです。

2016年以降、堅調なオーストラリア経済を背景に、当ファンドの運用パフォーマンスを表す基準価額(分配金込み)は良好に推移している一方で、分配金支払い後の基準価額については、概ね横ばいで推移しています(下図)。

ファンドの基準価額は、毎決算時に分配金をお支払いした分だけ下がります。また各期の分配は、期中の配当等収益に加えて過去の株式や為替の上昇益などの一部を分配に充てる場合があります。下図を見ると、継続的に分配金をお支払した結果、当ファンドの運用パフォーマンスを表す基準価額(分配金込み)と分配金支払い後の基準価額の差が大きくなっていることがわかります。

そのため、分配金を引き下げることによって、運用で得た収益などを内部留保して運用に振り向けることができ、信託財産のより大きな成長の可能性を高めることができると考えました。

以上より、繰越分を含む配当等収益や上昇益などの合計を表す分配対象額、および基準価額の水準などを総合的に勘案し、安定的な分配の継続と信託財産の成長を目指すため、分配金を引き下げることに致しました。

基準価額の推移

(2016年1月1日～2017年5月19日)



※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。基準価額は信託報酬控除後のものです。
※基準価額(分配金込み)は、ファンド設定以降、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

Q2

設定来のファンドの運用実績を教えてください。

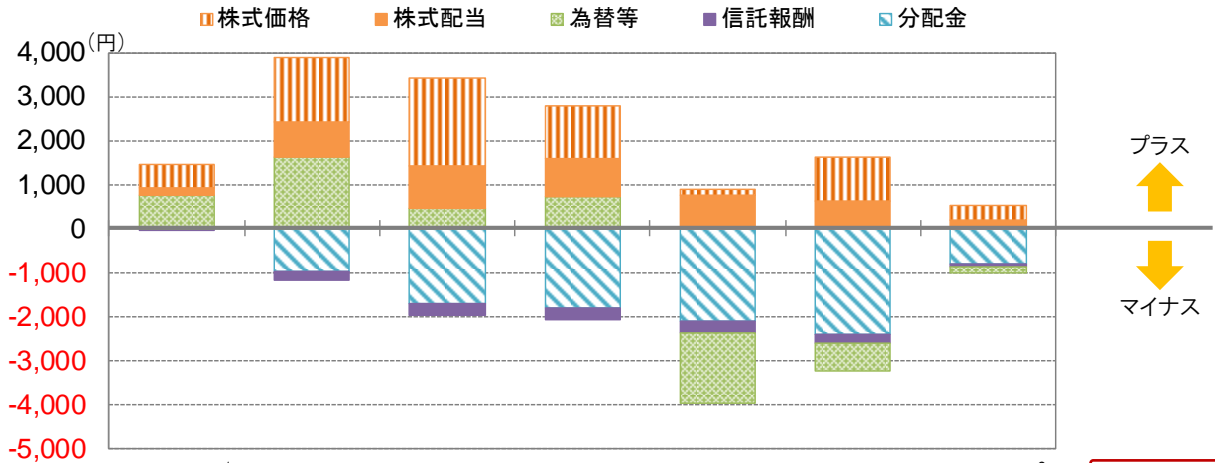
A2

2017年4月末現在、設定来のトータルリターンは+129%です。
設定来の基準価額の変動要因を年ごとに分解すると、
株式要因（株式価格、株式配当）は全ての年でプラスとなりました。
一方、分配金のお支払いがマイナス要因となっています。

2017年4月末現在、設定来のトータルリターンは+129%となっています。基準価額の変動要因を年ごとに分解すると(下図)、以下のような主な特徴が挙げられます。

| 要因 | 結果 | 背景 |
|------|-----------------|-----------------------|
| 株式価格 | 全ての年でプラスに寄与 | 人口増加に伴う内需拡大による堅調な経済成長 |
| 株式配当 | 全ての年で安定的にプラスに寄与 | 相対的に高い配当利回り(Q8ご参照) |
| 為替等 | 年によってまちまち | 金利水準や市場心理など複数の要因 |
| 分配金 | マイナス要因 | 継続的な分配金のお支払い |

当ファンドの基準価額の変動要因分解
(設定日:2011年9月29日~2017年4月28日)



| | 2011*1 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017*2(年) | 設定来 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|-----------|----------|
| 株式価格 | 526 円 | 1,451 円 | 1,994 円 | 1,180 円 | 131 円 | 1,022 円 | 325 円 | 6,629 円 |
| 株式配当 | 177 円 | 783 円 | 961 円 | 871 円 | 769 円 | 611 円 | 180 円 | 4,352 円 |
| 為替等 | 754 円 | 1,635 円 | 467 円 | 723 円 | -1,599 円 | -627 円 | -140 円 | 1,213 円 |
| 信託報酬 | -50 円 | -214 円 | -285 円 | -283 円 | -263 円 | -203 円 | -66 円 | -1,365 円 |
| ① 上記合計 | 1,406 円 | 3,655 円 | 3,137 円 | 2,491 円 | -962 円 | 803 円 | 299 円 | 10,829 円 |
| ② お支払い分配金 | 0 円 | 980 円 | 1,700 円 | 1,800 円 | 2,100 円 | 2,400 円 | 800 円 | 9,780 円 |
| ①-② 分配金支払後の基準価額の変動 | 1,406 円 | 2,675 円 | 1,437 円 | 691 円 | -3,062 円 | -1,597 円 | -501 円 | 1,049 円 |

*1 2011年は当ファンド設定日(9月29日)~12月30日 *2 2017年は1月4日~4月28日

※上記グラフは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」のご留意事項をご確認ください。

Q3 分配金を引き下げたのは、運用成績が悪いからですか？

A3 分配金額が多い／少ないというのは、ファンドの運用成績を必ずしも反映するものではありません。運用成績は、基準価額の変動と受け取った分配金を合わせたトータルリターンで考えることが重要です。

分配金は投資信託の純資産から支払われます。そのため「分配金額が多い／少ない」というのは、運用で得た収益などをどのように配分するか(分配金として支払う／内部留保し運用に振り向ける)の違いであり、必ずしも運用成績を反映するものではありません。

ファンドの運用成績は、分配金の多寡ではなく、基準価額の動きと受け取った分配金を合わせた総合的な収益率(トータルリターン)の確認が重要です。

2017年4月末現在、当ファンドのトータルリターンは、設定来で+129%となっています。

当ファンドのトータルリターン

| | 累積リターン* |
|------|---------|
| 過去1年 | +15% |
| 過去3年 | +16% |
| 過去5年 | +73% |
| 設定来 | +129% |

*基準価額(分配金込み)を使用
 ※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。
 ※2017年4月末時点
 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

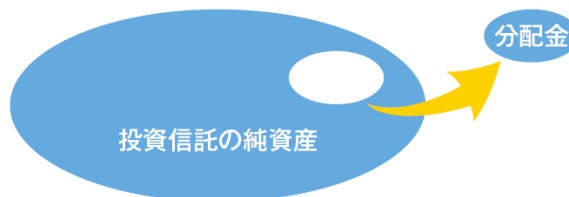
Q4 引き下げられた分の分配金は、どこへ行ったのですか？

A4 分配金はファンドの純資産から支払われます。そのため、分配金の支払いを引き下げた分だけファンドの純資産として留保され、運用に振り向けられます。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金を引き下げると、その金額相当分はファンドの純資産に留保され、運用に振り向けられます。運用者は、留保された資金をもとに、投資妙味があると判断した株式により多くの投資を行うことが可能となります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



Q5 分配金が今後変更されることはありますか？

A5 分配金は収益分配方針に基づき決定され、今後見直しが必要であると判断された場合には変更されることがあります。

分配金額は、収益分配方針に基づき、基準価額の水準や市場動向、また分配対象額の水準などを総合的に勘案して決定します。

今後、見直しが必要であると判断される場合には、引き下げ、もしくは引き上げることがあります。

Q6 分配対象額（分配可能原資）はどのような状況ですか？

A6 第68期時点の分配対象額(1万口当たり、分配落ち後)は、4,812円となっています。過去の分配金及び分配対象額の水準などの詳細については、運用報告書にてご確認ください。

第68期(2017年5月22日)時点の分配対象額(1万口当たり、分配落ち後)は、4,812円となっています。

分配金額は、収益分配方針に基づき、分配対象額の水準だけでなく、基準価額の水準や市場動向などを総合的に勘案して決定しています。過去の分配金及び分配対象額の水準などの詳細については、運用報告書にてご確認くださいので、当社ホームページ(<http://www.leggmason.co.jp/products/530018.html>)等をご参照ください。



WINNER OF THE 2017

**THOMSON REUTERS
LIPPER FUND AWARDS
JAPAN**

LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)は、「トムソン・ロイター リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2017」において最優秀ファンド賞を受賞しました。

| 評価期間 | 分類名 | ファンド名 |
|------|-------------|---------------------------|
| 3年 | 株式型 オーストラリア | LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型) |

「トムソン・ロイター リッパー・ファンド・アワード・ジャパン 2017」について

トムソン・ロイター リッパー・ファンド・アワードの評価の基となるトムソン・ロイター リッパー・リーダーズ・ファンドに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。トムソン・ロイター リッパー・リーダーズが分析しているのは過去のファンドのパフォーマンスであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リッパーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。

Q7 オーストラリア経済の状況について教えてください。

A7 足もとの経済成長率は日米よりも高い水準で推移しています。

足もとの経済成長は日米よりも高い水準を維持

2016年10-12月期の実質GDP成長率は前年同期比+2.4%と、7-9月期の同+1.9%から持ち直し、日米に比べて高い水準にあります(左図)。

GDPの需要項目別でみると、2016年7-9月期の減速は主にクイーンズランド州での洪水の影響から建設投資や公共投資が停滞したことが背景にありました。2016年10-12月期は、底堅い民間消費などが経済成長の押し上げに寄与し、豪州経済は内需を主導した堅調さを取り戻しました。

堅調な内需拡大を牽引する人口増加

オーストラリアの堅調な内需拡大を牽引しているのは、人口の増加です。

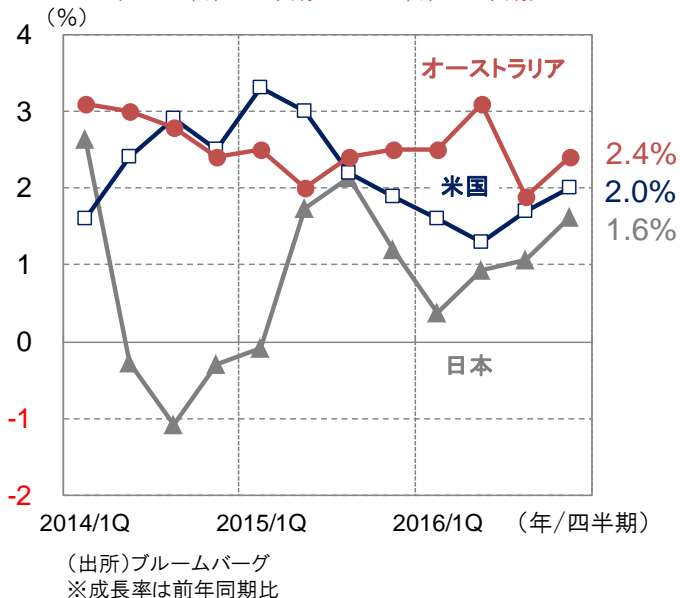
オーストラリアの人口は移民の継続的な受け入れや自然増を背景に増え続けており、2000年から2015年までに25%、今後も2015年から2050年の間に40%増加すると予測されています。これはインドや米国よりも高い水準です(インド:30%、米国:21%)。

人口の増加に伴い、家や車など大型なものから、食料品や服飾品など小型なものまで「消費」が拡大しています。オーストラリアの小売売上高は、金融危機の影響を受けた2008~2009年も大きな影響を受けることなく、日米よりも堅調に増加してきました(右図)。

「個人が消費をする」ということは、国を活性化させる大事な経済活動のひとつであり、オーストラリアの経済成長につながっています。

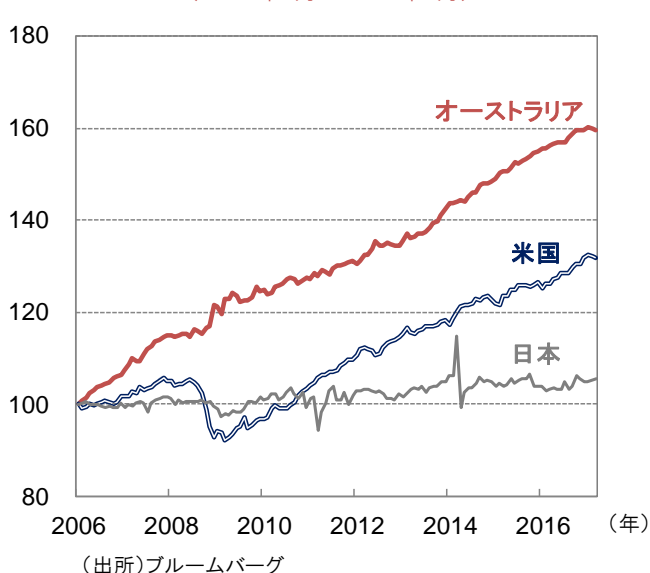
オーストラリアの実質GDP成長率の推移

(2014年第1四半期~2016年第4四半期)



日米豪の小売売上高の推移

(2006年1月~2017年3月)



Q8 オーストラリア株式の魅力は何ですか？

A8 配当利回りが相対的に高いこと、企業利益の増加が予測されていること、また税制の仕組みから、安定した配当が期待できる点が魅力の1つと考えています。

配当利回りが日米株式よりも高い水準

米国の利上げが注目を集める一方、世界的には低金利環境が依然として続いています。オーストラリア株式は他の先進国よりも相対的に利回りが高い水準にあります(左図)。

利回りが高い理由として、オーストラリアは企業が集約され、価格決定力の強さが高収益につながっていると考えられます。またオーストラリアには、法人税と配当税の二重課税を回避する仕組みがあり、企業に配当を支払う動機づけが強いことも特徴です。

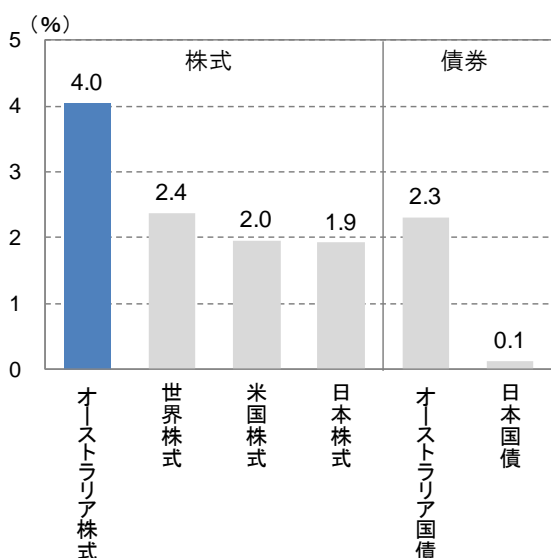
今後は純利益総額が拡大、配当の伸び率は加速する見通し

2017年以降、オーストラリア企業全体の業績は拡大が予測されています(右図)。資源価格の回復を受けた資源セクターの業績改善や非資源セクターの全般的な業績回復などが背景にあると考えられます。

また、世界金融危機以降(2009年～2016年)に平均2.2%(年率)となった配当成長率は、ブルームバークのコンセンサス(5月1日時点)によると2016年12月末～2018年12月末には平均6.8%(年率)に加速する見通しです。オーストラリア株式は配当利回りの高さだけでなく、配当成長率も加味したトータルのパフォーマンスが相対的に高いことが魅力の1つと考えています。

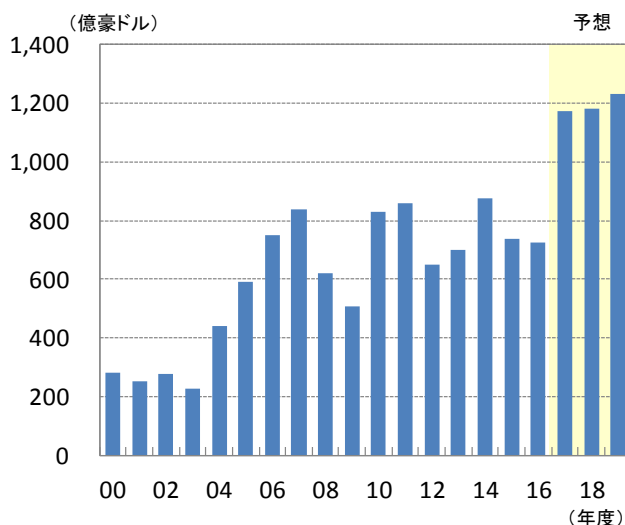
利回りの比較

(2017年4月末時点)



オーストラリア企業の純利益総額

(2000年度～2019年度)



(出所)ファクトセット、2017年度以降は予測値
 ※年度は各年6月～翌年5月。各年度に期末を迎える年度純利益を集計。
 ※2016年度は推計値を含む
 ※S&P/ASX200指数採用銘柄ベース、予想はファクトセット集計のコンセンサス(2017年3月末時点)

(出所)ブルームバーク、Citigroup Index LLC、MSCI
 ※オーストラリア株式および各セクター：S&P/ASX200指数、世界株式：MSCIワールド・インデックス、米国株式：S&P500指数、日本株式：TOPIX、国債：シティ世界国債インデックス

Q9

オーストラリアドルの動向を教えてください。

A9

日豪の長期金利差が一定の範囲内を推移し、オーストラリアの貿易黒字が定着すれば、豪ドル相場に安定に寄与することが期待されます。

当面の日豪10年国債の金利差は一定の範囲内を推移し、豪ドル(対円)レートの下支え要因に

豪ドルの対円レートは2015年半ば以降、日豪の10年国債の金利差と多くの期間において概ね連動して推移してきました(左図)。

オーストラリアは足もとの経済が底堅く、インフレ率(物価上昇率)も安定的に推移していることから、2017年は政策金利は横ばいで推移するとの見方が大勢を占めており、10年国債金利は比較的落ち着いた動きになると考えられます。また日本の長期金利についても、日銀の長短金利操作政策により、日本10年国債は当面の間ゼロ%近傍で推移することが想定されます。

したがって、当面の日豪10年国債の金利差は一定の範囲内を推移すると考えられ、豪ドル(対円)レートの下支え要因となるものと思われま。

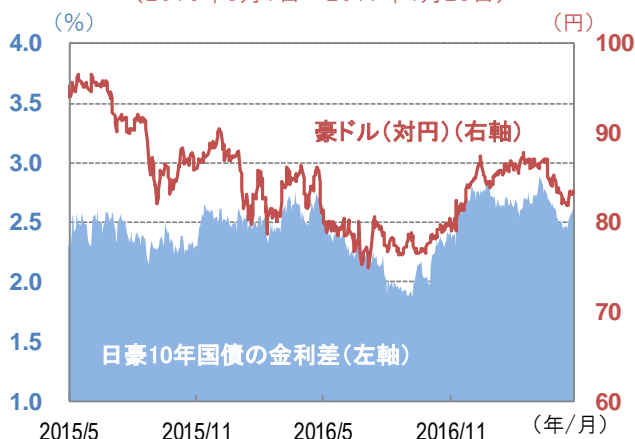
貿易収支の黒字化が豪ドル相場の安定に寄与する可能性も

オーストラリアの2017年3月の貿易収支(財・サービス収支)は、鉄鉱石・石炭価格の上昇や外国人旅行者によるインバウンド消費の拡大などを背景に、31億豪ドルの黒字となりました(右図)。オーストラリアの貿易黒字は2016年11月から5カ月連続となります。

今後、貿易黒字が定着すれば、オーストラリアの経常赤字の改善につながり、豪ドル相場の安定に寄与することが期待されます。

豪ドル(対円)と日豪の10年国債スプレッド

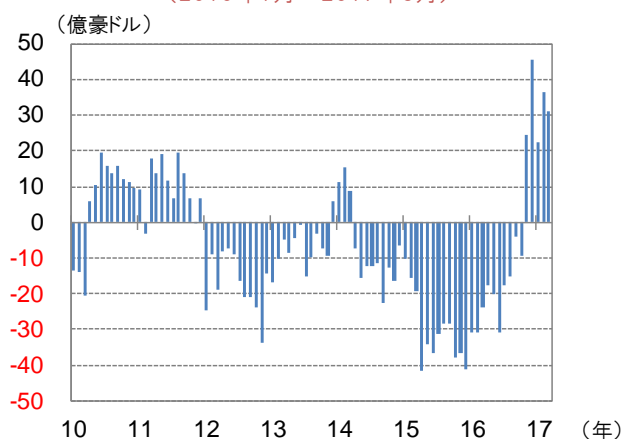
(2015年5月1日～2017年4月28日)



(出所)ブルームバーグ

オーストラリアの貿易収支

(2010年1月～2017年3月)



(出所)豪州政府統計局(ABS)

【本件に関するお問い合わせ先: レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社】

03-5219-5940 (受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

【お申込みメモ】

| | |
|---|--|
| フ ン ド 名 | LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型) |
| 購 入 単 位 | 販売会社が定める単位 |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換 金 代 金 | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 |
| 申 込 締 切 時 間 | 原則として、午後3時までには受付けたものを当日の申込受付分とします。 |
| 購 入 ・ 換 金 の 申 込 受 付 不 可 日 | オーストラリア証券取引所(半休日を含みます。)、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。 |
| 信 託 期 間 | 平成43年9月22日まで ※信託期間は延長することがあります。 ＜毎月分配型＞ 平成23年9月29日設定 |
| 決 算 日 | ＜毎月分配型＞ 毎月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収 益 分 配 | 毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。 ※税法等が改正された場合には、内容が変更になることがあります。 |

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------------------------|--|
| 購 入 時 手 数 料 | 申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 3.78%(税抜3.50%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 |
| 信 託 財 産 留 保 額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|---------------------------------------|---|
| 運用管理費用(信託報酬) | 純資産総額に対し年率 1.7928%(税抜1.66%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。 |
| そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料 | 売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。)等を信託財産から支払います。 その他諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、信託財産から支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。 |
| 購 入 申 込 取 扱 場 所 | 取扱販売会社までお問合せください。 |

※投資家の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有している期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【委託会社、その他関係法人の概況】

| | |
|---------------------------------------|---|
| 委 託 会 社 | レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 投 資 顧 問 会 社 | レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド(在オーストラリア) |
| 受 託 会 社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取 扱 販 売 会 社 の 照 会 先 | レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 http://www.leggmason.co.jp (03)5219-5943 |

●当資料は、説明用資料としてレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

| 販売会社名 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 日本商品先物取引協会 |
|--|----------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第180号 | ○ | ○ | | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社福岡銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第7号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社熊本銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号 | ○ | | | | |
| 株式会社親和銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号 | ○ | | | | |
| 株式会社東北銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第6号 | ○ | | | | |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | | |
| 株式会社大垣共立銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | | |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | | ○ | | |
| SMBCフレンド証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第40号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社伊予銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第2号 | ○ | | ○ | | |
| 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第6号 | ○ | | | | |
| 第四証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | | |
| いちよし証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第24号 | ○ | ○ | | | |
| いよぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号 | ○ | | | | |
| 株式会社京葉銀行(ネット専用) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第56号 | ○ | | | | |
| 株式会社イオン銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第6号 | ○ | | | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 株式会社 武蔵野銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第38号 | ○ | | | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | | ○ | ○ | |
| ワイエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号 | ○ | | | | |
| 百五証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号 | ○ | | | | |
| 静銀ティーエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第10号 | ○ | | | | |
| 日本アジア証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第134号 | ○ | | | | |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号 | ○ | | | | |
| 西日本シティIT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号 | ○ | | | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 株式会社常陽銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号 | ○ | | ○ | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | | ○ | ○ | | |
| 株式会社千葉銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第39号 | | | ○ | | |
| 株式会社八十二銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第49号 | ○ | | ○ | | |
| ほくほくIT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号 | ○ | | | | |
| オーストラリア・アンド・ニュージーランド・ バンキング・グループ・リミテッド(銀行) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第622号 | ○ | | | | |
| 八十二証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(登金)第21号 | ○ | ○ | | | |
| 株式会社足利銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第43号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社静岡銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | | |
| 七十七証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(登金)第37号 | ○ | | | | |
| ごうぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第43号 | ○ | | | | |
| 株式会社北海道銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第1号 | ○ | | ○ | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | | | | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社広島銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | | |

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

当ファンドについてのご注意事項

投資元本を割り込むことがあります。

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額を変動させるいろいろなリスクがあります。

- 当ファンドの基準価額を変動させる要因としては、「株価変動リスク」、「不動産投資信託の価格変動リスク」や「為替変動リスク」などがありますが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。ファンドのリスクについては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

分配金が支払われないことがあります。

- 分配対象額が少額等の場合には、分配を行わないことがあります。

その他重要な事項に関しては、投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

本資料をご覧いただく上でのご留意事項

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の支払いの保証はありません。●証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。●当資料は、説明資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したのですが、その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。●当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。●投資信託は値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。基準価額の変動要因となるリスクの詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。●投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。●投資信託に係る申込手数料は販売会社にご確認ください。●投資信託の運用に係る信託報酬その他の費用等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。●投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身でご判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)は、取扱販売会社の窓口にご請求ください。

投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をよくお読みください。

設定・運用は

レグ・メイソン・アセット・マネジメント

商号:レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会